

平成30年4月23日

東北経済産業局

「伊達のあんぽ柿」地域団体商標登録へ ～東北地域の地域団体商標は52件に！～

特許庁は、福島県の『伊達のあんぽ柿』を登録査定※しました。全国でこれまで642件の登録査定があり、今後本件が登録となった場合、東北地域の地域団体商標登録件数は52件となります(福島県では9件目)。

※登録査定の通知を受領した後、30日以内に登録料(28,200円/区分)を特許庁に納付することにより、商標権の設定登録が行われ、登録日から10年間効力が継続します(更新も可能)。

1. 登録査定

都道府県:福島県

商標(よみがな):伊達のあんぽ柿(だてのあんぽがき)

出願人:ふくしま未来農業協同組合

2. その他

平成30年4月23日(月曜日)特許庁ウェブサイトにて公表

【参考1】地域団体商標について

地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、地域の事業協同組合や農業協同組合等の「地名+商品(サービス)名」からなる商標について、特定の要件を満たした場合に登録を認める制度です。

【参考2】地域団体商標に関する情報について

特許庁ホームページ(地域団体商標制度)をご参照下さい。

〔主な掲載内容〕○地域団体商標登録紹介

○地域団体商標出願・登録状況等

URL : http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

(本発表資料のお問い合わせ先)

東北経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室長 中島順也

担当者: 林

電話: 022-221-4819 (直通)

「伊達のあんぽ柿」(だてのあんぽがき) について

出願番号 : 2017-062825

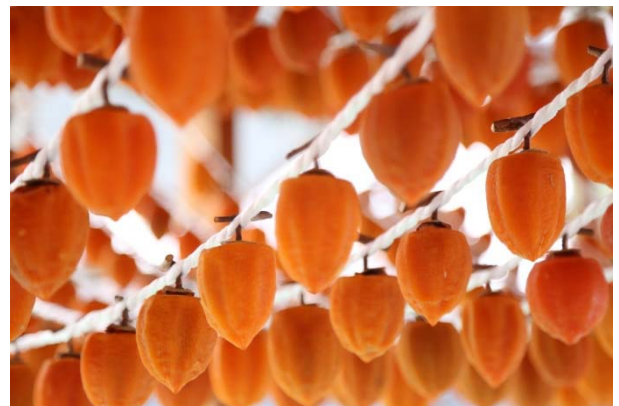
出願日 : 平成 29 年 5 月 8 日

出願人 : ふくしま未来農業協同組合
(福島県福島市北矢野目字原田東 1 番地 1)

指定商品・役務 : 福島県伊達地域産の干し柿 (第 29 類)

特長 : 管内 750 件を超える生産農家が、手間ひまかけて仕上げた自然の美味しさです。なんと言っても、きれいなアメ色をした色つや、表面はしっかり乾燥し中はトロリとした口当たりの良さがあんぽ柿の特徴です。この特徴を生み出す技は、そもそも管内梁川町五十沢で生まれたもので、今もなお、伝統の技術として受け継がれています。

あんぽ柿は冬期間の主要作物として、主な産地である伊達地区では、取り扱う販売品目の中でモモ・きゅうりに続く 3 番目の販売高を誇ります。加工工程では、自然乾燥はもちろん機械を使った仕上げ乾燥のほか、乾燥期間を大きく短縮する乾燥機の導入も進み、年内出荷率の向上も図られています。



(文章監修及び写真提供 : JA ふくしま未来)

公式 HP <https://www.ja-f-mirai.or.jp/date/?products>